

「輝く未来 育て支えて 見守って」
やめさせよう！

二十歳未満の



- 二十歳未満の喫煙は、二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律により禁止されており、また、心身の健全な発達をさまたげます。
- 保護者が未成年者の喫煙を知りつつ、とめないことも、二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律により罪になります。
- 二十歳未満の皆さんは、喫煙を誘われてもはっきりと断る勇気を持ち、喫煙は絶対にやめましょう。
- 青少年が健やかに育つことは、社会全体の願いです。二十歳未満の喫煙防止に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

小樽市青少年センター

【事務局】小樽市生活環境部青少年課 小樽市緑1-9-4 (24) 0920